

青森県再生可能エネルギー産業ネットワーク会議設置要領(改正後)

(目的)

第1 青森県再生可能エネルギー産業ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）は、再生可能エネルギーの導入推進による地域の産業振興を図るため、県内の企業や団体等を会員とする産学官金のネットワークを組織し、会員間の情報交換や有機的な連携による関連事業や業務への参入、新たな産業の創出を目指すことを目的とする。

(活動内容)

第2 ネットワーク会議は、第1の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

- (1) 再生可能エネルギー関連産業のフォーラム又は講演会等の開催
- (2) 会員に対する再生可能エネルギー関連情報の提供
- (3) 会員のニーズ等を把握するためのアンケート調査
- (4) 先進地や市場等の調査委託
- (5) その他目的を達成するために必要な活動

(ネットワーク会議会員の資格要件)

第3 ネットワーク会議では、以下(1)～(3)のいずれかの条件と、(4)及び(5)の条件をすべて満たす会員で構成する。

- (1) 県内に本社を有する産学官金の関係企業及び団体等。
- (2) 県内に支社（支店）等を有する関係企業及び団体等。
- (3) 再生可能エネルギーの導入推進による地域振興の観点から、必要と認められる企業及び団体。
- (4) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む）や政党などを推薦、支持又は反対する目的の団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- (5) 事業の実施上、関係法令を遵守するとともに、公共性の観点から会員同士の信頼関係等を著しく損なう行為をしないこと。

(事務局)

第4 ネットワーク会議の事務局は、青森県エネルギー総合対策局エネルギー開発振興課に置く。

(ネットワーク会議会員の申込み及び認定)

第5 ネットワーク会議会員の申込み及び認定については以下のとおりとする。

- (1) ネットワーク会議に入会を希望する企業及び団体等は、別紙1により申し込みする。
- (2) ネットワーク会議の事務局は、第3条の資格要件などを審査し、結果を文書又はメール等で通知する。
- (3) ネットワーク会議の企業・団体名を記載した名簿（企業・団体名及び市町村名）は、原則としてホームページなどで公開する。

(ネットワーク会議会員の登録内容の変更等)

第6 ネットワーク会議会員の登録内容の変更等については以下のとおりとする。

- (1) ネットワーク会議会員の登録内容の変更、又は退会しようとする者は、事務局に別紙2により届け出るものとする。
- (2) ネットワーク会議の事務局は、連絡先が不通となった企業・団体等を会員名簿から削除することができる。
- (3) ネットワーク会議の事務局は、第3条に記載するネットワーク会議会員の資格要件を満たさない企業・団体等を退会させることができる。

(雑則)

第7 この要領に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関し必要な事項は、事務局において定める。

附 則

この要領は、平成24年7月27日から施行する。

この要領は、平成28年4月 1日から施行する。

この要領は、令和 4年8月25日から施行する。